

議案第58号

港区立障害者グループホーム条例の一部を改正する条例について

カナルサイド高浜の6階に、令和8年1月に開設を予定している障害者グループホームを整備するに当たり、港区立障害者グループホーム条例（以下「条例」といいます。）の一部を改正します。

1 改正理由

カナルサイド高浜内に整備する障害者グループホームの名称、位置及び定員を定めます。

2 改正内容

以下のとおり、施設の名称、位置及び定員に係る規定を条例第2条に追加します。

(1) 名称

港区立障害者グループホーム高浜

(2) 位置

港区芝浦四丁目3番28号

(3) 定員

知的障害者 6人

3 施行期日

区規則で定める日（令和8年1月1日予定）

港区立障害者グループホーム条例新旧対照表

改正案

現行

(前略)

(名称、位置及び定員)

第二条 グループホームの名称、位置及び定員は、次のとおりとする。

名称	位置	定員
港区立障害者グループホーム芝浦・港区立障害者グループホーム南青山	(略)	(略)
港区立障害者グループホーム高浜	東京都港区芝浦四丁目三番二十八号	知的障害者 六人

(後略)

付則

この条例は、区規則で定める日から施行する。

(前略)

(名称、位置及び定員)

第二条 グループホームの名称、位置及び定員は、次のとおりとする。

名称	位置	定員
港区立障害者グループホーム芝浦・港区立障害者グループホーム南青山	(略)	(略)

(後略)

障害者団体等からの意見について

グループホーム整備に関し、障害者団体、区民から寄せられた主な意見は、次のとおりです。

(仮称) 障害者グループホーム高浜に関するご意見
「港区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づく説明会（令和元年11月）
6階平面図を見ると便所が1つしかない。明らかに不足しているのではないか。また男女でトイレを共有するのは配慮が足りないのではないか。スタッフに関しても男性・女性それぞれのための宿直時の休憩スペースのようなものは確保していないのか。（区民）
障害者グループホームの整備に関するご意見
令和4年度「工房アミ家族会 要望書」（令和4年8月）
工房アミ利用者が安全安心を確信して申し込める重度対応型のグループホーム・入所施設の設置計画をお願いする。（工房アミ家族会）
令和4年度「みなとバラの会 要望書」（令和4年8月）
「親の高齢化と障害者的高齢化、重症化への対応」が大きなテーマであり、これに対処する滞在型のグループホームの設立を、是非企画推進いただきたい。（みなとバラの会）
令和5年度「障害者と区長との懇談会」（令和5年11月）
区の計画にある日中サービス支援型グループホームには、利用者の障害特性に合った支援体制を備えていただきたい。（港区手をつなぐ親の会）
元麻布三丁目の麻布保育園跡地において、グループホームなどに加え、町内会のイベントなども開催できるよう整備していただきたい。（みなと高次脳）
知的障害者が卒後も地域で生活が続けることができるよう、区内に区が管理するグループホームを複数整備していただきたい。2026年ごろに区内にグループホームが設立されると聞いて期待しており、我が子を入所させたい。他にも多数入所希望者がいるのではないか。（区民）